別紙５

自動車事故被害者支援体制等整備事業（在宅療養環境整備事業）
実施細目

（通則）

第１条　自動車事故被害者支援体制等整備事業（在宅療養環境整備事業）に係る補助金（以下「本補助金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱に規定するもののほか、この実施細目の定めるところによる。

（本補助金の交付対象）

第２条　本補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第２項に規定する「居宅介護」を行う事業所又は同条第３項に規定する「重度訪問介護」を行う事業所（以下「間接補助事業者」という。）であって次の各号に掲げる要件を満たす者を交付対象とする。ただし、過去３か年度以内に自動車事故被害者支援体制等整備事業において、補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む。）については本補助金への申請を原則制限するものとする。

一　自動車事故により重度の後遺障害を負った者（独立行政法人自動車事故対策機構の行う介護料の支給に係る受給資格を有する者又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）別表第一第二級以上に該当する者（以下「重度後遺障害者」という。）をいう。）が補助を受けようとする国の会計年度に居宅介護又は重度訪問介護サービス（以下「訪問系介護サービス」という。）を利用している又は利用する具体的な見込みがあること。

二　事業を効率的かつ確実に実施することができる間接補助事業者であること。

２　間接補助事業者の開設に要する補助対象経費（以下「新設等支援費」という。）のうち、重度後遺障害者に訪問系介護サービスを提供するための従業者の雇用に係る経費及び派遣労働者の派遣受入れに係る経費（以下、「人材雇用費」という。）又は間接補助事業者の開設次年度以降に要する補助対象経費（以下「継続支援費」という。）のうち当該従業者の継続雇用に係る経費及び派遣労働者の派遣受入れに係る経費（以下「人材継続雇用費」という。）の申請をしようとする場合にあっては、次の各号に掲げる要件を満たす間接補助事業者を交付対象とする。

一　次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる法令に定める従業者の員数（人員配置基準）を超えた右欄に掲げる区分の従業者及び派遣労働者（以下「従業者等」という。）を置いて事業を行っていること。

居宅介護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービスの事業等基準省令」という。）	従業者

重度訪問介護	指定障害福祉サービスの事業等基準省令	従業者

二　次に掲げるいずれかの要件を満たす間接補助事業者であること。

イ　医師又は看護師若しくは准看護師を補助を受けようとする国の会計年度に置いていること。

ロ　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第１３条第１号の第一号、第二号若しくは第三号研修を修了した従業者等又はそれと同等と認められる従業者等を補助を受けようとする国の会計年度に置いていること。

（補助対象経費及び補助率）

第３条　新設等支援費及び補助率は、次の表のとおりとする。ただし、新設等支援費は、間接補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費に限る。

費目	補助対象経費	補助率
人材雇用費	重度後遺障害者に訪問系介護サービスを提供するための従業者の雇用に係る経費（開設１ヶ月前から当該年度の間に要する給与総支給額及び賞与並びに間接補助事業者が負担する法定福利費（派遣労働者にあっては、派遣会社への総支払額））	１／２（利用者のうち重度後遺障害者の実人数が２人以上の場合は定額）
求人情報発信費	新たな従業者を雇用するための求人情報の発信に要する経費（原則として、契約価格１０万円以上とする。）（就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料、新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるもの。）	
研修等経費	重度後遺障害者への訪問系介護サービス提供に関する介護の知識・技術等を習得するための研修、講演会等の参加及び開催に要する経費	

２　継続支援費及び補助率は、次の表のとおりとする。ただし、継続支援費は、間接補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費であるものに限る。

別紙５

費目	補助対象経費	補助率
人材継続雇用費	重度後遺障害者に訪問系介護サービスを提供するための従業者の継続雇用に係る経費（当該年度の間に要する給与総支給額及び賞与並びに間接補助事業者が負担する法定福利費（派遣労働者にあっては、派遣会社への総支払額）から処遇改善加算等の給付額及び間接補助事業者負担による賃金改善額を除く額）の１／４ なお、間接補助事業者は処遇改善加算等を取得していること。	１／２（利用者のうち重度後遺障害者の実人数が２人以上の場合は定額）
求人情報発信費	新たな従業者を雇用するための求人情報の発信に要する経費（原則として、契約価格１０万円以上とする。） （就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料、新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるもの。）	
研修等経費	重度後遺障害者への訪問系介護サービス提供に関する介護の知識・技術等を習得するための研修、講演会等の参加及び開催に要する経費	

３　人材雇用費及び人材継続雇用費の対象となる間接補助事業の範囲は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

一　人材雇用費の対象者は当該年度中に新たに雇用した従業者の雇用に係る経費（派遣労働者にあっては、当該年度中に新たに間接雇用した派遣労働者の受入れに係る経費）とする。

二　人材継続雇用費の補助対象人数は、当該間接補助事業者が受け入れている重度後遺障害者の人数と同数を上限とする。

４　求人情報発信費のうち職業紹介手数料の対象となる間接補助事業の範囲は、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第１項に規定する有料職業紹介事業者（以下「有料職業紹介事業者」という。）に対して同法第 32 条の３第１項各号の規定に基づく手数料として支払う経費とする。

５　研修等経費の対象となる間接補助事業の範囲は、受講料、講師に対する謝金、研修等への参加・開催に係る旅費及び雑費とし、その積算については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）等の規定に準じて行うものとする。

（補助上限額及び申請の打ち切り）

第４条　補助上限額については、次のとおりとする。

一　新設等支援費にあっては、１間接補助事業者につき、300 万円を補助上限額とする。

二　継続支援費にあっては、１間接補助事業者につき、200 万円を補助上限額とする。

三　前２号の規定にかかわらず、本補助金の公募及び交付状況等により、補助率若しくは補助上限額の変更又は公募及び交付申請の打ち切りを行うことがある。

（間接補助事業の選定における優先順位）

第５条　第２条を満たす者の選定に当たって応募者が多数である場合は、次に掲げる順序で間接補助事業者を選定するものとする。

一　当該年度中に重度後遺障害者が初めて利用する具体的な見込みがある間接補助事業者

二　既に重度後遺障害者が利用しており、かつ、当該年度中に具体的な新たな利用の見込みがある間接補助事業者

三　既に重度後遺障害者が利用しており、かつ、過去に自動車事故被害者支援体制等整備事業（在宅療養環境整備事業）に係る補助金の交付を受けたことがない間接補助事業者

四　既に重度後遺障害者が利用しており、かつ、過去に自動車事故被害者支援体制等整備事業（在宅療養環境整備事業）に係る補助金の交付を受けたことがある間接補助事業者（この場合にあっては、直近の経常収支率を勘案の上、選定するものとする。）

（間接補助事業の実施期間）

第６条　間接補助事業は、当該年度中に事業を完了し、かつ、指定する期日までに支払いを完了するものとする。

（間接補助事業の成果及び効果の検証並びに報告）

第７条　間接補助事業者は事業終了後、事業を実施したことによる成果及び効果を検証し報告するものとする。

（支給の制限）

第８条　国、地方公共団体、公益法人等から当該事業と同様の補助金を受けている場合については、本補助金の交付対象外とする。